

農業者向け泉佐野市原油価格高騰対策事業者支援金給付要綱

(趣旨)

第1条 泉佐野市長（以下「市長」という。）は、今なお続く原油価格高騰の影響を受ける市内の農業者に対して、営農の継続に向けた取組みを支援するため、予算の範囲内において農業者向け泉佐野市原油価格高騰対策事業者支援金（以下「支援金」という。）を給付するものとし、その給付に関しては、泉佐野市補助金等交付規則（平成17年泉佐野市規則第2号。以下、「規則」という。）、に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(給付対象者)

第2条 支援金の給付の対象となる農業者（以下「給付対象者」という。）は、下記を全て満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有する農業者、農業関係団体、又は市内に主たる事業所を有する農業を営む法人
- (2) 申請時点において3か月以上耕作しており、かつ、今後1年以上耕作する意思があること
- (3) 土地改良区または水利組合の組合員である者

(給付対象機械)

第3条 支援金の給付の対象となる農業用機械（以下「給付対象機械」という。）は、給付対象者が所有又はリース契約を結んでおり、かつ、現に給付対象者が自らの耕作のために使用している下記いずれかの農業用機械とする。

- (1) 田植え機（手押し式も可）
- (2) トラクター（手押し式も可）
- (3) コンバイン（手押し式も可）
- (4) 穀物乾燥機
- (5) 園芸施設用加温機

(支援金の給付額)

第4条 支援金の給付額は、給付対象機械1台につき2万円とする。

(給付の申請)

第5条 申請者は、給付申請書兼請求書（様式第1号）に市長が定める書類（以下「添付書類」という。）を添えて、市長に提出しなければならないものとし、その提出期限は、市長が別に定める日とする。

2 次の各号のいずれかに該当する給付対象者は、給付申請をすることができない。

- (1) 泉佐野市暴力団排除条例（平成24年泉佐野市条例第28号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者
- (2) 既に支援金の給付決定を受けた者

(給付決定の通知)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請書の内

容を審査し、支援金を給付すべきものと認めたときは、給付決定を行い、原則として、申請者の指定した銀行口座への入金をもって申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第7条 申請者は、給付決定の通知を受けた場合において、給付の決定の内容に対して不服があり、支援金の給付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面をもって市長に申し出なければならない。

（給付決定の取消し等）

第8条 市長は、支援金の給付決定を受けた事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の給付決定の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

- （1）第5条の規定により提出した書類に記載された内容に虚偽が判明したとき
- （2）申請時に誓約した内容に違反したとき
- （3）前二号に掲げるもののほか、市長が給付決定を取り消す又は変更する必要があると認めたとき

2 前項の規定による取消しをしたときは、不給付決定通知書により通知するものとする。

（支援金の返還）

第9条 市長は、前項の規定による取消し又は変更をした場合において、既に支援金が給付されているときは、期限を定めて、当該支援金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（暴力団排除に関する誓約）

第10条 申請者は、暴力団排除に関する誓約事項について支援金の給付申請前に確認しなければならず、給付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（その他必要な事項）

第11条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年1月11日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。